

（宗像市）特定施設・除害施設からの水質規制及び検査義務について

公共下水道は、一般家庭や工場・事業場の排除水を受け入れ下水処理場で微生物の働きなどによってきれいな水にして河川や海へ還しています。

しかし、排除水の中には下水道施設に悪影響を与える物質が含まれていることがあります。

そこで、排除水の水質基準を下水道法・下水道条例で規制しています。特に水質の規制が必要な施設として法令で特別に指定された施設を特定施設といいます。

皆様には、規制内容を十分ご理解いただき、適正な水質管理に努められるようお願いいたします。

【排水水質基準】（下水道法第12条の2、下水道法施行令第9条の4、宗像市下水道条例第8条、第9条）

排水の水質の基準は別紙「宗像市下水の排除の制限に係る水質基準」のとおりです。

※水質基準に違反すると直ちに処罰されることがあります（下水道法第46条）。

【水質検査の義務】（下水道法第12条の12、下水道法施行規則第15条）

下水道を継続して使用する特定施設の設置者は、下水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければなりません。

（水質の測定等）下水道法施行規則第15条

項目	内容	備考
測定方法	「下水の水質の検定方法に関する省令」に規定する検定方法による	水質分析機関にお問合わせください。
採水時刻	水質が最も悪いと推定される時刻	操業状態や処理の状況等を考慮してください。
採水場所	下水道への排出口ごとに、下水道に流入する直前で、他の排水による影響の及ばない場所で、水深の中層部で採取すること	できるだけ、し尿や生活排水の影響の少ない場所を選んでください。
測定回数	・温度または水素イオン濃度（pH） ⇒排水の 期間中1日1回以上 ・生物化学的酸素要求量（BOD） ⇒14日を超えない排水の期間ごとに1回以上 ・ダイオキシン類 ⇒1年を超えない排水の期間 ごとに1回以上 ・その他の測定項目 ⇒7日を超えない排水の期間ごとに1回以上	「下水道法施行規則第15条」及び「下水の水質の検定方法等に関する省令」を参照し、水質測定を行ってください。
記録の方法	水質測定記録表（下水道法施行規則様式第13）に記録し、その記録を5年間保存すること	

※公共下水道施設を適正に管理するため、必要に応じて水質測定結果や除害施設（処理施設）の維持管理状況の報告を求められます（下水道法第三十九条の二）。

●除害施設（処理施設）の維持管理について

除害施設を設置し排水処理を行っている場合は、日常の点検や整備（各設備の保守・点検、流量、処理薬品の添加量、汚泥引抜き量の調整等）をとおして、適切な処理を行い、下水排除基準を保ってください。

運転管理責任者を定めて管理責任体制を明確にし、運転日報・月報を作成し、点検整備を行う等、適切な処理が行われるよう心がけてください。

●立入検査について（下水道法第13条）

公共下水道の機能及び構造を保全し、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、排水量の多い事業場や有害物質を排出するおそれのある事業場に立ち入り、排水設備、特定施設、除害施設、その他の物件を検査できるようになっています。

その際、排水設備、特定施設、除害施設の稼働状況や下水の水質等の検査を実施し、必要に応じて施設の運転方法の変更や改善等を命じる場合があります。

●罰則等について

特定事業所（特定施設を設置する事業所・工場）からの下水が、水質基準を超えたり、測量義務を怠った場合、直罰規定（違法行為があった場合に、行政指導や行政命令を出して自主的な改善を促すといった過程を経ることなく、即時に罰則を適用することを定めた規定）が適用されます。

罰則 [直罰]

- ★特定事業場からの下水の排除の制限⇒下水道法第12条の2
※規定に違反⇒罰則規定：下水道法第46条の2
- ★水質の測定義務等⇒下水道法第12条の12（同施行規則第15条）
※規定の記録をしない、虚偽の記録⇒罰則規定：下水道法第49条
- ★報告の徴収⇒下水道法第39条の2
※規定の報告をしない、虚偽の報告⇒罰則規定：下水道法第49条
- ★排水設備等の検査⇒下水道法第13条
※検査を拒み、妨げ、又は忌避した者⇒罰則規定：下水道法第49条
- ★特定施設の設置等の届出、他⇒下水道法第12条の3、4、
※届出を行わない⇒罰則規定：下水道法第47条の2、49条

など

計画変更命令

特定施設の設置届出や構造等の変更届出について、その届出内容では排除基準を守れないと認められる場合は、設置等の計画変更命令、あるいは計画の廃止命令が出されることがあります。

改善命令等

特定事業場からの下水の水質が、排除基準を超えるおそれのある場合は、施設の改善を命じられたり、施設の使用や下水の排除の停止を命じられることがあります。

- ★改善命令等⇒下水道法第37条の2 ※命令に違反⇒罰則規定：下水道法第46条
- ★措置命令等⇒下水道法第38条 ※命令に違反⇒罰則規定：下水道法第46条

(様式第 13)

水 質 測 定 記 録 表

測定年月日（曜日）及び時刻		年 月 日（ ） 午前 ・ 午後 時 分
測定場所	名 称	
	排水量 (m ³ /日)	
特定施設の使用状況		
採 水 者		
分 析 者		
測定項目		
備 考		

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 ダイオキシン類についての測定の記録は、ダイオキシン類の量をその毒性に応じて下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和 37 年厚生省建設省令第 1 号）第 9 条に規定するところにより 2、3、7、8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの量に換算した数値で行うこと。

宗像市下水の排除の制限に係る水質基準(宗像市下水排除水質基準)

特定施設を設置する工場又は事業所(特定事業場)から下水を排除して公共下水道を使用する者は、下水道法第12条の2に基づき、政令で定める場合を除き、その水質は下水道法施行令第9条の4及び条例で定める基準に適合しなければならない。

また、下水道法施行令第9条の4及び条例で定める基準に適合しない水質の下水を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けて必要な措置をしなければならない。

対象物質または項目	特定事業場	非特定事業場、他 (除害施設を設置)	号 等
条例で定める基準			
温度	45℃未満	45℃未満	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380 未満	380 未満	
水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5を超え9未満	
生物学的酸素要求量(BOD)	600 未満	600 未満	
浮遊物質(SS)	600 未満	600 未満	
ノルマルヘキサン (n-Hex)			
抽出物質含有量 (鉱物油)	5 以下	5 以下	
〃 (動物油)	30 以下	30 以下	
窒素含有量	240 未満	240 未満	
りん含有量	32 未満	32 未満	
よう素消費量	220 以下	220 以下	
政令の基準 (下水道施行令第9条の4)			
カドミウム及びその化合物	0.03 以下	0.03 以下	1
シアン化合物	1 以下	1 以下	2
有機リン化合物	1 以下	1 以下	3
鉛及び化合物	0.1 以下	0.1 以下	4
六価クロム化合物	0.2 以下	0.2 以下	5※
砒素及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	6
総水銀	0.005 以下	0.005 以下	7
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	8
ポリ塩化ビフェニル	0.003 以下	0.003 以下	9
トリクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	10
テトラクロロエチレン	0.1 以下	0.1 以下	11
ジクロロメタン	0.2 以下	0.2 以下	12
四塩化炭素	0.02 以下	0.02 以下	13
1・2-ジクロロエタン	0.04 以下	0.04 以下	14
1・1-ジクロロエチレン	1 以下	1 以下	15
シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4 以下	0.4 以下	16
1・1・1-トリクロロエタン	3 以下	3 以下	17
1・1・2-トリクロロエタン	0.06 以下	0.06 以下	18
1・3-ジクロロプロペン	0.02 以下	0.02 以下	19
チラウム	0.06 以下	0.06 以下	20
シマジン	0.03 以下	0.03 以下	21
チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	22
ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	23
セレン及びその化合物	0.1 以下	0.1 以下	24
ほう素及びその化合物	10 以下	10 以下	25
ふっ素及びその化合物	8 以下	8 以下	26
1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	27
フェノール類	5 以下	5 以下	28
銅及びその化合物	3 以下	3 以下	29
亜鉛及びその化合物	2 以下	2 以下	30
鉄及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	31
マンガン及びその化合物(溶解性)	10 以下	10 以下	32
クロム及びその化合物	2 以下	2 以下	33
ダイオキシン類	10pg/l以下	10pg/l以下	34

注1 単位は、水素イオン濃度及びダイオキシン類以外はすべてmg/Lで示す。

注2 ■枠内は、直罰対象の排除基準を示す

(直罰:違法行為があった場合に、行政指導や行政命令を出して自主的な改善を促すといった過程を経ることなく、即時に罰則を適用すること)

注3 ■枠内以外は、基準を超えた場合は監督処分対象となり、命令に違反した場合罰則が適用されます。

注4 水質基準は上の表のとおりですが、一部例外もあります。

注5 ※は令和6年4月から変更された項目